

特定建設作業実施届出書の手引き

騒音規制法第14条1項および振動規制法第14条1項における特定建設作業の届出は下記の要領で行ってください。

1. 提出書類

① 特定建設作業実施届出書

② 特定建設作業の場所の付近見取り図(下図参照)

・工事場所が一目でわかるような主要目標、および付近の状況(住宅、学校、病院、工場、畑、等)を示した図面。

・工事現場から半径80mの区域内の建物、種類を明確にする。(図示する。)

・見取り図のみで工事現場の指示が難しいときは、案内図も添付のこと。

③ 現場詳細図

杭打ち・杭抜き作業、杭頭処理作業を行うときは、杭位置を示す。

付近見取り図で、シート養生、防音パネル等の位置・高さを示すことが困難な場合は作成すること。

④ 工程表

特定建設をともなう建設工事の工事工程表(棒グラフ工程表)を作成し添付すること。

⑤ 工事にともない必要とされる書類

・道路交通法による道路使用許可により作業時間等が適用除外となる場合は、それを証明する書類。(道路使用許可書 等)

⑥ その他(工事に際しての参考資料・・・任意で添付お願いいたします。)

・使用する重機、機器のカタログ、近所への工事実施の案内チラシの写し・・・等。

2. 提出部数

「正」、「写」の2部を提出。

3. 提出期日

作業開始の7日前までに必ず届け出て下さい。➡

(届出日及び作業開始日は含まない。)

4. 記入要綱

裏面を参照ください。

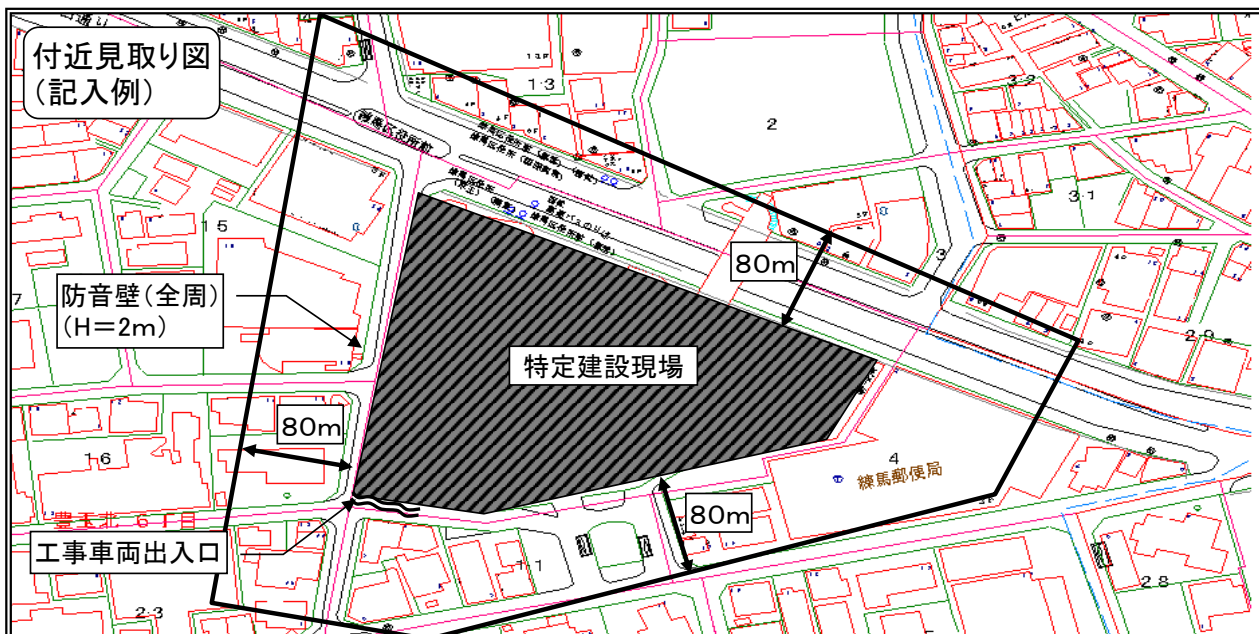
5. 届出・問合せ先

練馬区役所 環境部 環境課 環境規制係 電話:03(5984)4712・4713(直通)

例)

	日	月	火	水	木	金	土
				届出期限			
					①	②	③
④	⑤	⑥	⑦				
					作業開始日		

届出期日を過ぎて届出を行う場合は、「遅延理由書」もしくは「始末書」の添付が必要となります。



届出書記入要綱

特定建設作業実施届出書

練馬区長殿

年 月 日

騒音・振動
両方該当の場合は両方に○印

届出者 住所:
氏名: (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話:

特定建設作業を実施するので、騒音規制法・振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称							
建設工事の目的に係る施設 又は工作物の種類							
特定建設作業の種類 (該当番号に○印)	1. くい打・くい抜機 2. びょう打機 3. さく岩機・ブレーカー(電動ピック含む) 4. バックホウ(80KW以上)・トラクターショベル(70KW以上) ・ブルドーザー(40KW以上)→環境大臣が指定する低騒音型を除く 5. 空気圧縮機(15KW以上)→さく岩機の動力として使用する作業を除く 6. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業 7. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 8. 舗装版破砕機						
特定建設作業に使用される騒音規制法・振動 規制法施行令別表第2に規定する機械の名称・型式及び仕様 (該当番号に○印)	1. くい打・くい抜機()	型	台				
	2. アースオーガ併用くい打機・くい抜機()	型	台				
	3. 手持ちブレーカー	型	台				
	4. ジャイアントブレーカー	型	台				
	5. バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザー	型	台				
	6. 空気圧縮機	型	台				
	7. その他()	型	台				
特定建設作業の場所	練馬区 丁目 番 号						
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	日間(休日含む)				
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日数	実働時間			
	日(日曜・祝日を除く)	時間/日					
騒音・振動防止の方法 (該当番号に○印)	1. 低騒音・低振動機械の採用 2. 低騒音・低振動工法の併用 3. 使用時間を最小限にする 4. シート養生 5. 防音パネル・仮囲い設置 6. その他()						
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	電話番号						
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号						
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号						
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名 及び連絡場所	電話番号						
審査結果	書類審査日	年 月 日	課長	係長	地域担当	受付	受付印
	現場調査日	年 月 日					

・届出者は工事受注業者(元請業者)です。
 ・支店が独立採算制をとっている場合は支店長名、そうでない場合は、本社の代表権者名を記入。
 ・共同企業体(JV)の場合は代表企業の代表者名を記入ください。

該当する作業/機械にはすべて○印を記入。
 機械は、形式、使用台数についても記入ください。

○騒音
 ・くい打機、くい打くい抜機を使用する作業(もんけん、圧入式、アースオーガ併用を除く)
 ・びょう打機を使用する作業。
 ・さく岩機を使用する作業。
 ・バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業。
 ・空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用するものを除く)
 ・コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業。
 ○振動
 ・くい打機、くい打くい抜機を使用する作業(もんけん、圧入式を除く)
 ・鋼球を使用しての解体作業
 ・舗装版破砕機を使用する作業
 ・ブレーカーを使用する作業(ハンドブレーカーを除く)
 詳しくは、騒音/振動規制法を確認ください

・日曜、祝祭日、および夜間の作業は原則的に禁止です。
 ・届出の実施期間については、基本的に3ヶ月以内
 それを超える期間の場合には、届出の期間終了時期に再度「継続」として提出ください。
 ・工事開始の7日前までに必ず届出ください。(届出日及び作業開始日は含みません。)

・該当する項目にはすべて○印を記入。
 ・シート養生、防音パネル等については、シート・パネルの位置、範囲、高さ、等
 を見取図(もしくは詳細図)に記入願います。

○発注者/下請負人については、会社名、所在地、代表者名、連絡先 を記入ください。
 ○現場責任者(常駐されている方)に連絡が取れる電話番号を記入願います。
 ・建設現場事務所
 ・携帯電話 等

この欄には何も記入しないでください。

【備考】

- 「特定建設作業の実施期間」の欄には、その期間中作業をしない日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 「特定建設作業の開始及び終了の時刻」の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 添付書類: ①工程表(全工程) ②見取図(半径80m) ③道路交通法による道路使用許可により作業時間等が適用除外となる場合は、それを証明する書類(例 道路使用許可書)
- 日曜休日・夜間の作業は原則的に禁止
- 建物にアスベスト含有建材がある場合は、練馬区アスベスト飛散防止条例に関する届出も提出すること。
- 届出は作業の7日前までに環境課環境規制係へ提出すること。電話5984-4712・4713(直通)



この届出書式は練馬区独自のものです。他の自治体では使用できません。
 練馬区以外への届出には使用しないでください。